

第18問 農地について登記を申請する場合における農地法所定の許可があったことを証する情報の提供の要否に関する次のアからオまでの記述のうち、第1欄、第2欄の記述がいずれも正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、判決による登記については、考慮しないものとする。

	第1欄	第2欄
ア	所有権の移転の登記がされている場合において、その後、当該登記について合意解除による抹消を申請するときは、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要しない。	所有権の移転の登記がされている場合において、その後、当該登記について錯誤による抹消を申請するときは、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要しない。
イ	所有権の移転の登記と同時に買戻しの特約の登記がされている場合において、その後、買戻しによる所有権の移転の登記を申請するときは、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要する。	贈与を登記原因とする所有権の移転の登記がされている場合において、その後、当該登記について登記原因を売買とする更正の登記を申請するときは、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要しない。
ウ	持分放棄を登記原因とする共有者の一人から他の共有者への持分の移転の登記を申請する場合、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要する。	共有物分割を登記原因とする共有者の一人から他の共有者への持分の移転の登記を申請する場合、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要しない。
エ	根抵当権の設定の登記を申請する場合、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要しない。	農地を承役地とし、地役権設定の目的を「徒歩及び軽自動車による通行」とする地役権の設定の登記を申請する場合、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要しない。
オ	相続人以外の第三者への包括遺贈による所有権の移転の登記を申請する場合、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要しない。	相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされている場合において、その後、遺産分割を登記原因とする持分の移転の登記を申請するときは、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要しない。

1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ